

佐久市CCRC検討会概要

1 検討会の役割

- ・ 検討会は、佐久市のCCRCの導入について、助言や提言を行う。

2 検討会の委員

- ・ 検討会は、専門的知見又は識見を有する者で5名程度で構成する。

【委員】

雄谷良成氏（社会福祉法人佛子園理事長）

甲斐一郎氏（東京大学名誉教授（老年社会科学））

小林明氏（一般財団法人長野経済研究所常務理事）

竹尾恵子氏（学校法人佐久学園佐久大学学長）

辻一郎氏（東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学専攻公衆衛生学分野教授）

3 当面のスケジュール

1回目 7月21日（火）13：30～15：30

- ・ 初顔合わせ
- ・ CCRCを巡る状況等の報告（CCRCの共通認識）
- ・ 佐久市の状況等の報告（市の現況把握）
- ・ 佐久市CCRC構想の課題・論点の整理

2回目 8月19日（水）16：00～18：00 予定

- ・ 基本構想（素案）の検討

3回目 9月16日（水）16：00～18：00 予定

- ・ 基本構想（案）の検討
→基本構想

○佐久市CCRC検討会設置要領

(設置)

第1条 佐久市の実情に即したCCRC事業の実現に必要な事項を検討するため、佐久市CCRC検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 佐久市におけるCCRCのコンセプトや基本的な方向性に関すること。
- (2) 佐久市におけるCCRCの推進に関すること。

(組織)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) CCRCに関して専門的な知識を有する者
- (2) 検討会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年7月21日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

第5条 検討会に、座長を置き、互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

(会議)

第6条 検討会は、座長がその議長となる。

- 2 座長が欠席となるときは、座長の指名により議長を決定する。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、検討会に諮り定める。

附 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。